

平成27年度

第20回宮城県屋外広告物審議会議案書

平成28年3月  
宮城県屋外広告物審議会

# 第20回宮城県屋外広告物審議会

日時：平成28年3月28日（月）

午後1時30分から

場所：宮城県庁行政庁舎

1002会議室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 会長の選任
- 3 職務代理者の指名
- 4 議事録署名人の指名
- 5 報 告  
第19回宮城県屋外広告物審議会議案の処理について
- 6 議 案  
議案第28号 「屋外広告物条例の施行について」の一部改正について
- 7 その他  
意見交換
- 8 閉 会

# 目 次

1 報 告	
第19回宮城県屋外広告物審議会議案の処理について	・・・ 1
2 議 案	
議案第28号 「屋外広告物条例の施行について」の一部改正について	・・・ 2

## 第19回宮城県屋外広告物審議会議案の処理について

議案番号	件名	処理結果
第26号	屋外広告物に係る禁止地域等を指定することについて	平成27年3月31日 宮城県告示第393号 (平成27年4月1日施行)
第27号	都市計画法第12条の4第1項の規定により地区計画等の定められた区域を屋外広告物に係る許可地域に指定することについて	平成27年3月31日 宮城県規則第59号 (平成27年4月1日施行)  平成27年3月31日 宮城県告示第393号 (平成27年4月1日施行)

## 議案第 28 号

「屋外広告物条例の施行について」の一部改正について

〔根拠条文：屋外広告物条例第 2 条第 9 号及び第 4 条第 3 号〕

## 「屋外広告物条例の施行について」の一部改正について

### 1 改正する通知

「屋外広告物条例の施行について」の一部改正について  
(平成17年3月31日付け都市第699号土木部長通知)

### 2 改正の理由

高速道路等からの景観を保全するため、当該路線から展望することができる地域の屋外広告物の設置を禁止又は制限する地域としているものについて、死角にある等により視認できない広告物の設置を許容するよう運用を改正するもの。

### 3 改正案

3(8)中「索道」の下に「(以下「道路等」という。)」を加え、「自然の立地条件により展望できない場合は含まれないと解されていること。」を「道路等から視認できる広告物等の存在する地域とし、道路等から視認できない広告物等は、「展望できる地域」外に存在するものとして、規制の対象外とするものであること。この場合の「視認できる」とは、道路等からの展望を遮る建築物等の障害物(一時的、仮設的なものを除く)の有無、広告物等の表示面の向き又は表示内容(文字やイメージの大きさ等)により、総合的に判断するものであること。」に改める。

### 4 施行時期

平成28年4月1日

(参考)

「屋外広告物条例の施行について」の一部改正について（平成17年3月31日付け都市第699号土木部長通知）改正案

改正案	現行
<p>3 第2条関係 (1)～(7) (略) (8) 道路、鉄道、軌道又は索道（以下「道路等」という。）で知事が指定する区間及びこれらから展望できる地域で知事が指定する地域を禁止地域としたものであること（第8号）。展望することができる地域については、<u>道路等から視認できる広告物等の存在する地域とし、道路等から視認できない広告物等は、「展望できる地域」外に存在するものとして、規制の対象外とするものであること。この場合の「視認できる」とは、道路等からの展望を遮る建築物等の障害物（一時的、仮設的なものを除く）の有無、広告物等の表示面の向き又は表示内容（文字やイメージの大きさ等）により、総合的に判断するものであること。</u></p>	<p>3 第2条関係 (1)～(7) (略) (8) 道路、鉄道、軌道又は索道_____で知事が指定する区間及びこれらから展望できる地域で知事が指定する地域を禁止地域としたものであること（第8号）。展望することができる地域については、<u>自然の立地条件により展望できない場合は含まれないと解されていること。</u></p>